

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十九号

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例（昭和六十三年七月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第四十三条の二第一項又は第六十八条の十七第一項」を「第四十四条第一項又は第六十八条の十九第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。